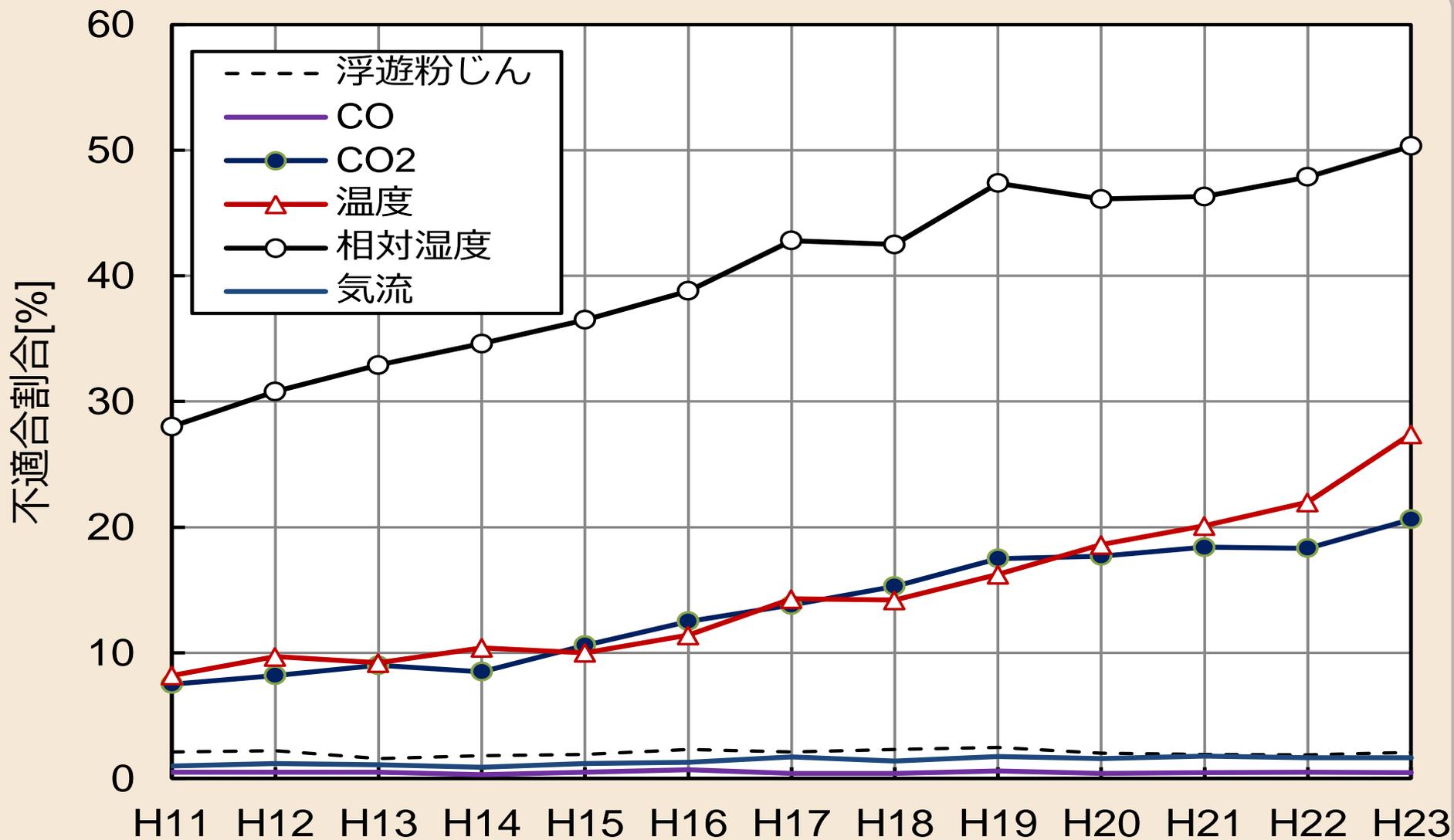


建築物衛生の動向と課題 及び 環境衛生監視の実態

国立保健医療科学院
統括研究官 大澤元毅

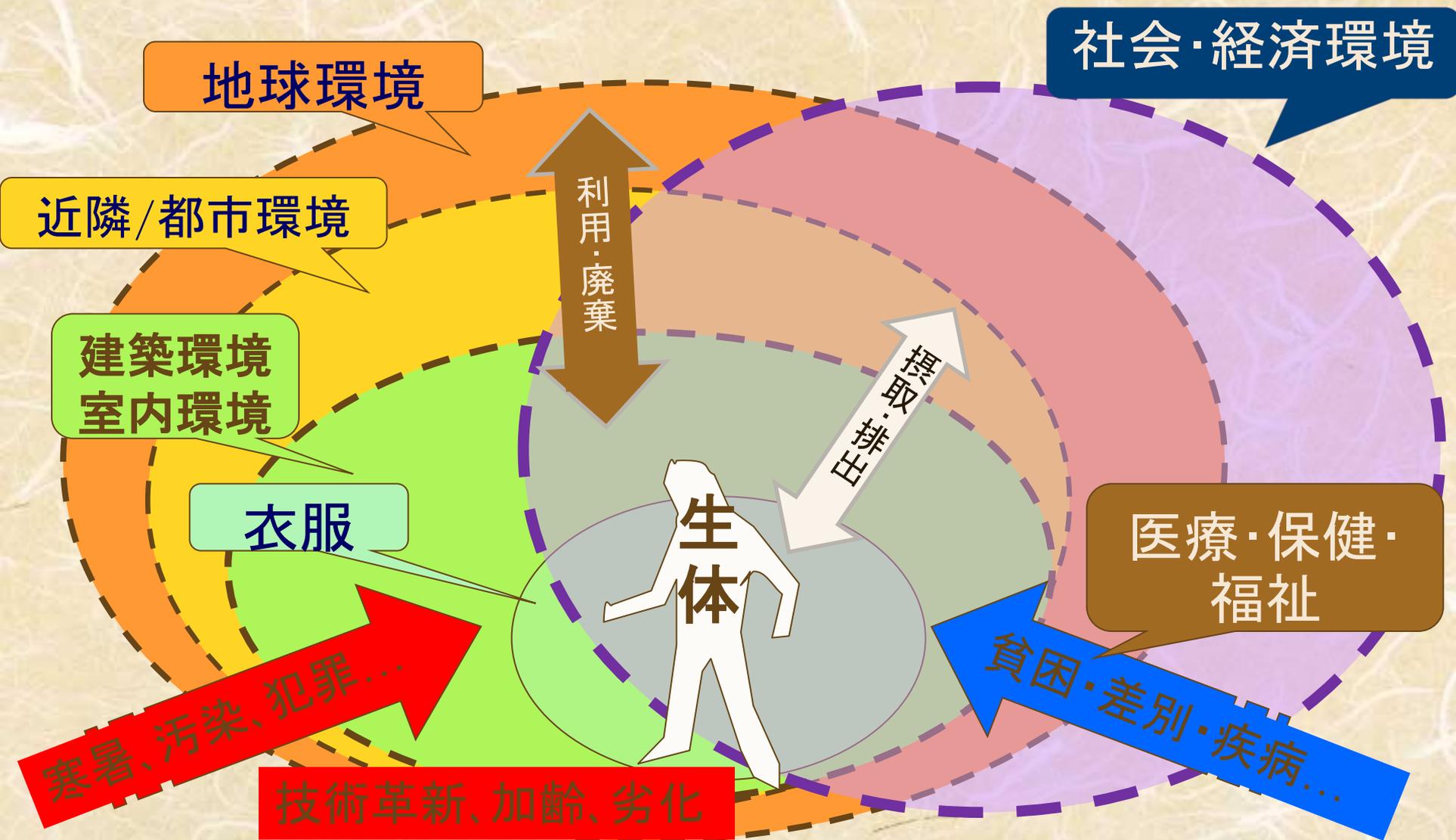


不適合割合の最新動向

近年の建築物

- 建築は、構造や設備を介して物質・エネルギー・情報を調節して室内環境を作り、人の身体的・社会的な健康・安全・効率を支える人類の大発明。
- しかし近年、社会・技術状況の変化と高度化が建築物の脆弱さを拡大し、シックハウスや結露など様々な歪みも目立ってきた。
- 対策が不十分な場合、災害・危機時に加害側にもなりうるが、復旧に欠かせない最大の守護者としても期待される。

1. 建築をとりまく環境

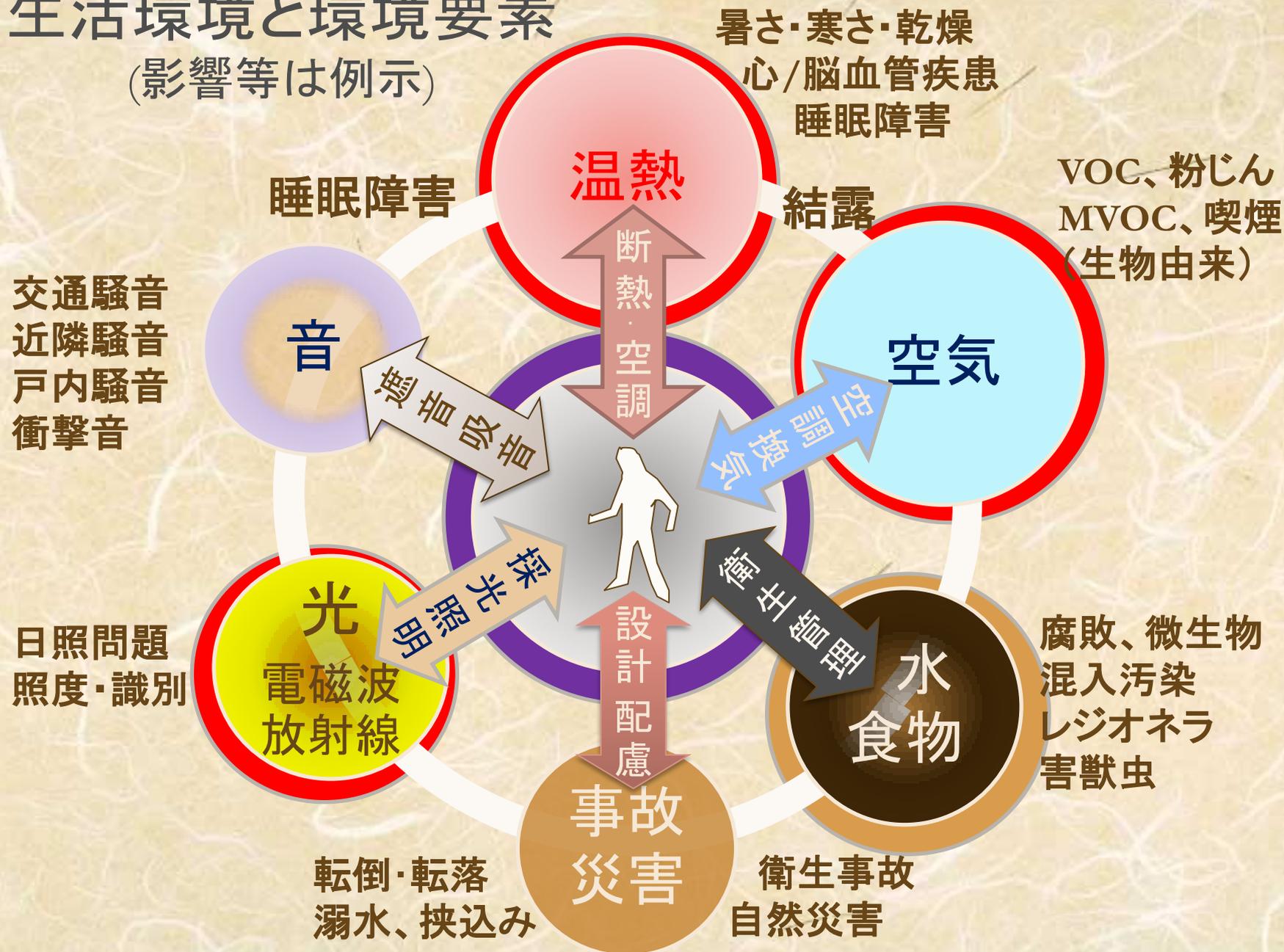


建築物への期待

- 室内環境は外界、構造設備、居住者等の総合力によってつくられるが、設備技術の革新や利用者の高齢化もあって管理・住みこなしは難しくなっている。
- 環境衛生は、状況情報に基づいてトラブルを未然に防ぐ、予防保全・対物保健の陰の主役。
- 「性能指向」「性能指標」の短絡的な適用や、一点豪華主義はバランスを欠いた状況を生む。
- 的確な実現には、予測を可能とする日常の測定・評価と不断の保全努力が不可欠。

生活環境と環境要素

(影響等は例示)



保健・医療・福祉行政の推移

戦前(-s20): 急性感染症~慢性感染症(多産多死から多産少死へ)
(伝染病予防/医療施設・制度、栄養状態の改善)

戦後期(s20-35): 戦後感染症~復興~ベビーブーム
(医事・薬事・保険・社会保障制度立直し、公衆衛生基盤の整備)

発展期(s35-63): 少産少死と高齢化、成人病の増大
(国民皆保険、老人保健への傾斜、ガン対策)

成熟期(h1-): ポスト成人病、健康づくり
(後期高齢者、医療・介護サービス体制、パンデミック、在宅医療)

建築物衛生法(1970年制定、2003年改正)

社会防衛的な公権力発動から基本的人権重視の生活支援型へ

建築衛生分野の課題

【社会体制・行政の課題】

行政スリム化と業務の重点化

① 組織と運用の合理化

【公衆衛生全般の課題 (目標)】

健康に関する安全・安心の確保

② 対物保健体制支援

少子高齢社会の進展への対応

③ 弱者保護の強化

【建築技術・領域固有の課題】

環境

資源・経済制約の中での
要求の多様化・高度化

④ 制度と技術動向の把握
(リスクベネフィットの峻別)

人

人生の8割以上を
過ごす空間の健康確保

⑤ 非常時への事前対応

技術

急速な技術材料革新に
対する長期・継続的対応

⑥ 実態情報に基づく継続的な
衛生施策への支援

⑦ 新技術・材料の健康影響
安全性の監視

平成21-22年度厚生労働科学研究

建築物の特性を考慮した 環境衛生管理に関する研究

目的:

建築物の形態と用途に着目して、建築物の環境衛生上の現状と問題点を明らかにし、用途に応じた維持管理方法の改善策等を提言にとりまとめる

建築物衛生法の流れ

建築用途・設備変化
(高齢対応、24時間化)

業務形態・執務環境変化
(パーソナル化、個性重視)

技術革新、社会的要請
(温暖化対策、節電)

特定建築物

41,757か所(21年度末)

【3000m²以上】興行場、遊技場、集会場、百貨店、店舗、事務所、旅館、図書館、博物館、美術館、等

【8000m²以上】小学校、中学校 等

【建築物環境衛生管理基準】

- ・ 空気環境の調整
- ・ 飲料水の管理
- ・ 雑用水の管理
- ・ 排水の管理・清掃
- ・ ねずみ、昆虫等の防除

都道府県・保健所設置市

検査等

届出

所有者等

維持管理権原者

選任

意見

建築物環境衛生管理技術者

監督

維持管理

【建築確認時審査】
保健所による図面審査

ビルメンテナンス業者

主な研究項目と成果

① 地下街環境調査：

交通・商業施設や駐車車両・人流などの影響を受ける一方、密閉性と開放性が高く、形態・機能的にも特殊な「地下街空間」の環境衛生状況の実態を調査し、浮遊微生物濃度や換気が不均一で注意を要する状況を明らかにした。

② 用途別維持管理実態調査：

建物用途・運用条件が衛生管理へ及ぼす影響や相違点について全国規模のアンケート調査を実施し、画一的で不適切な測定方法等から正確な情報が得られていない状況の一端を指摘した。

③ 環境衛生と省エネルギーのあり方：

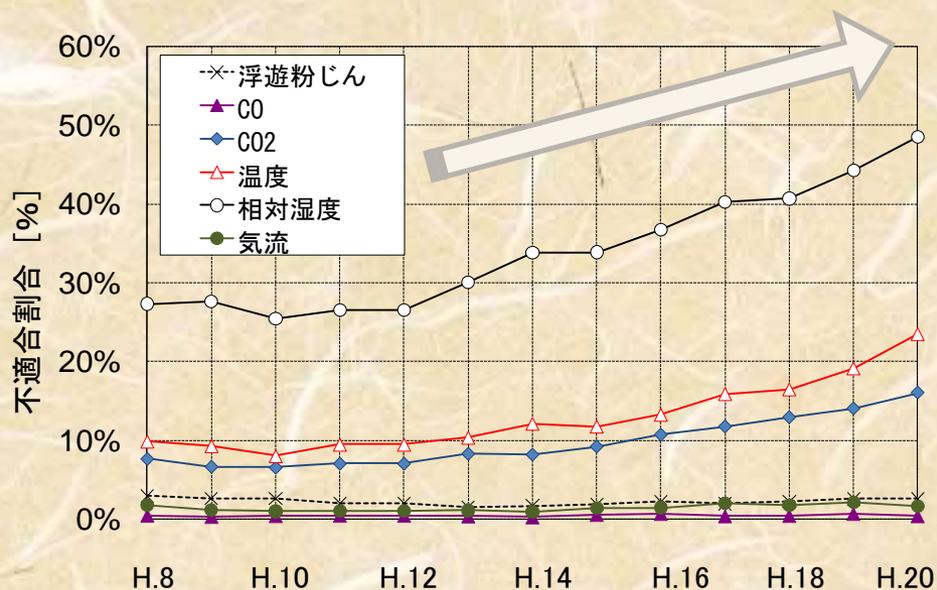
省エネ技術導入や管理実態に着目し、アンケート及び事例検討により、設備設計及びその管理技術の動向と課題を示した。

④ 環境衛生に関する資料調査：

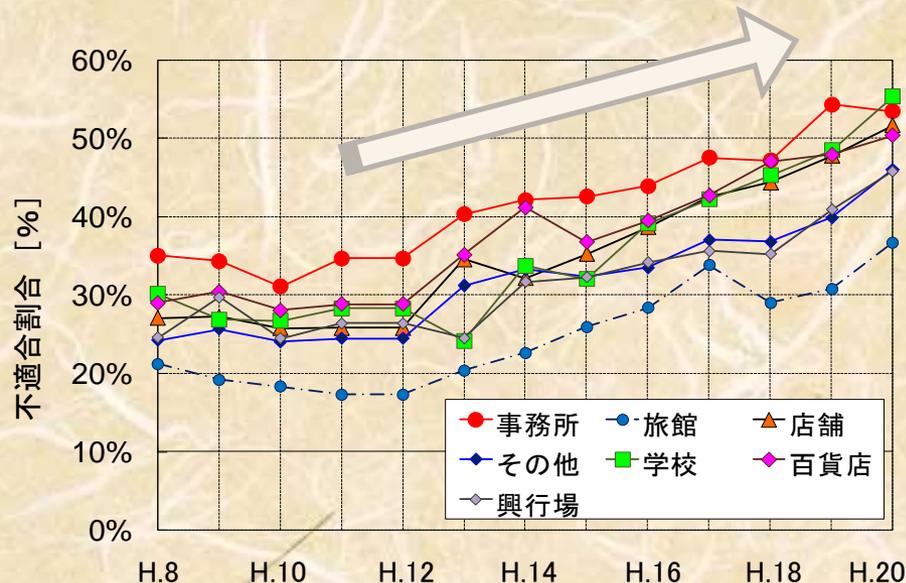
感染症等の保健衛生上の知見や状況変化を資料調査した。

全国特定建築物立入検査等状況調査による結果

相対湿度等の不適合割合上昇



全用途で不適合割合上昇



空気環境測定項目別の不適合割合

相対湿度の用途別不適合割合

相対湿度の不適合割合が高く、特に事務所・学校において顕著

不適合関連要因の多変量解析

二酸化炭素（冬）

N=389

要因	標準化回帰係数	調整オッズ比 (95% CI)
使用形態（自社ビルではない）	-0.69	0.50 (0.27-0.92) *
冷却塔の設置（なし／あり）	1.19	3.28 (1.77-6.08) ***
加湿装置の設置（なし／あり）	-1.24	0.29 (0.13-0.64) **

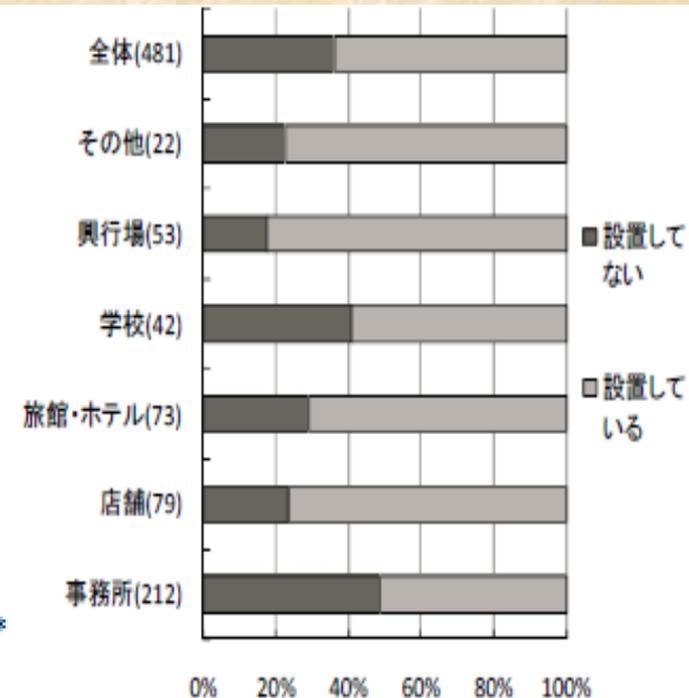
* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

相対湿度（冬）

N=338

要因	標準化回帰係数	調整オッズ比 (95% CI)
所在地域 東京・関東甲信越／北海道・東北	0.18	1.19 (0.56-2.57)
中部北陸／北海道・東北	-0.29	0.75 (0.33-1.67)
近畿／北海道・東北	-0.10	0.91 (0.40-2.05)
中国／北海道・東北	-0.69	0.50 (0.22-1.17)
四国／北海道・東北	-1.44	0.24 (0.09-0.63) **
九州／北海道・東北	-1.08	0.34 (0.14-0.80) *
使用形態（テナントビルではない）	-0.58	0.56 (0.35-0.91) *
冷却塔の設置（なし／あり）	0.53	1.70 (1.04-2.78) *

* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001



7 冷却塔の設置状況

事務所における個別空調方式の普及が急速に進む一方、冷却塔を設置しない建物における二酸化炭素濃度と相対湿度の不適が明確に現れている。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

東京都

区分	対象施設	第一計画期間 削減率	第二計画期間 削減率
		2010～14年度	2015～19年度
I -1	オフィスビル等(※1)と地域冷暖房施設	8%	17%程度(※4)
I -2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房 多く利用している(※2)事業所	6%	17%程度
II	産業部門に該当する工場等(※3)	6%	17%程度

(注)

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房から供給されるエネルギーの割合20%以上

※3 区分 I -1、区分 I -2以外の事業所(工場、上下水施設、廃棄物処理施設等)

※4 見通しの平均値。基準年度比の数値で、第2計画期間開始前に決定

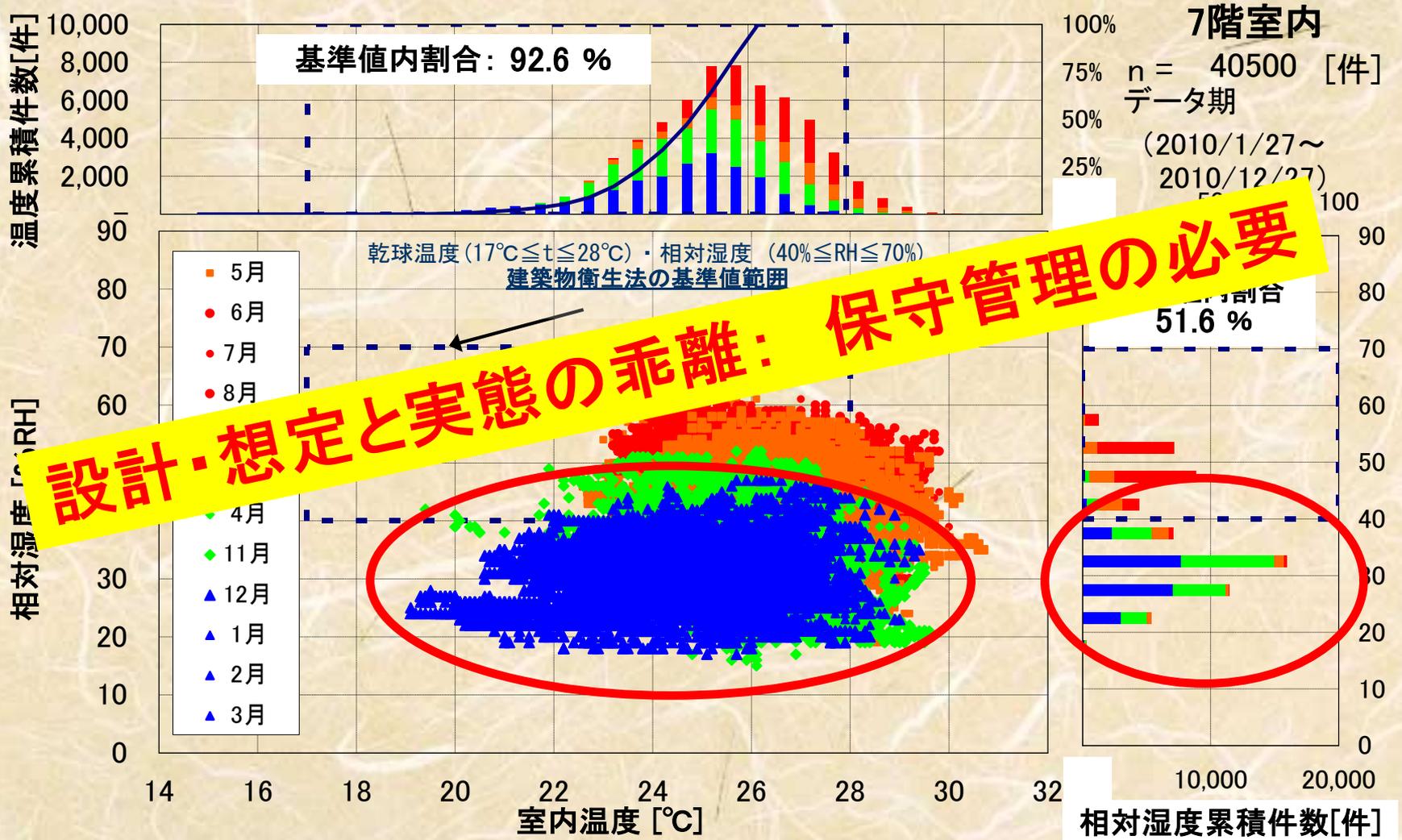
・指定事業所:エネルギー使用量が年間1,500kL以上の事業所。

CO₂削減のための計画書提出等が義務付けられる。

・特定事業所:3カ年度連続してエネルギー使用量が年間1,500kL以上の事業所。

CO₂排出総量の削減義務が生じる。

事務所の室内温度・湿度の分布と累積



相対湿度：中間期に基準値外になる傾向→中間期のみ個別方式を運用

平成23-25年度厚生労働科学研究

建築物環境衛生管理及び管理基準の 今後のあり方に関する研究

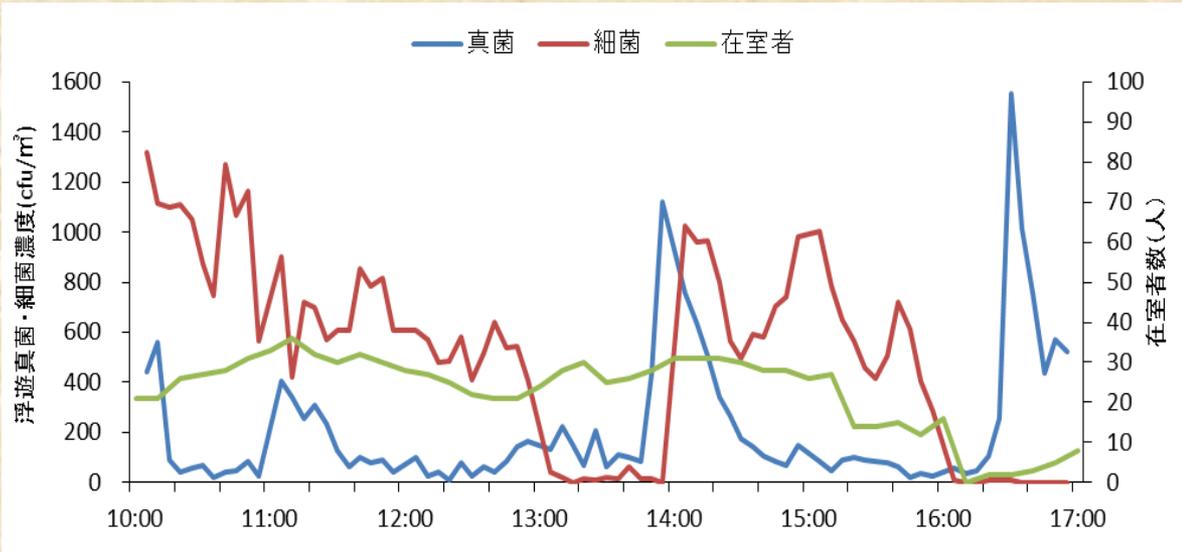
目的:

基準を満足しない建物の増加など、建築環境衛生管理が問われる事態に対処するため、建築物の環境衛生の管理状況と実態の把握を通して問題点の抽出と原因究明を行い、公衆衛生の立場から今後のあり方に関する提言をとりまとめる。

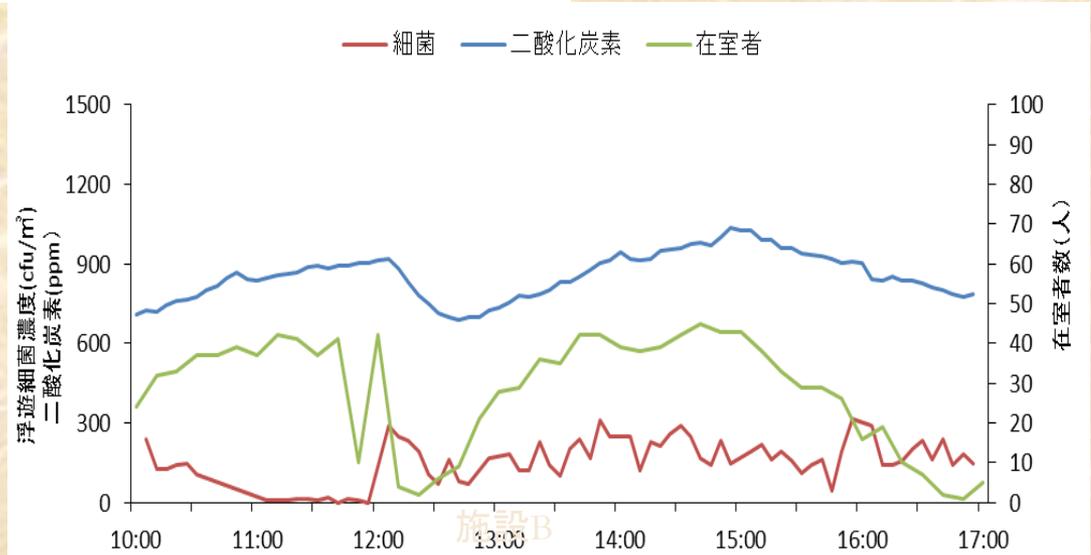
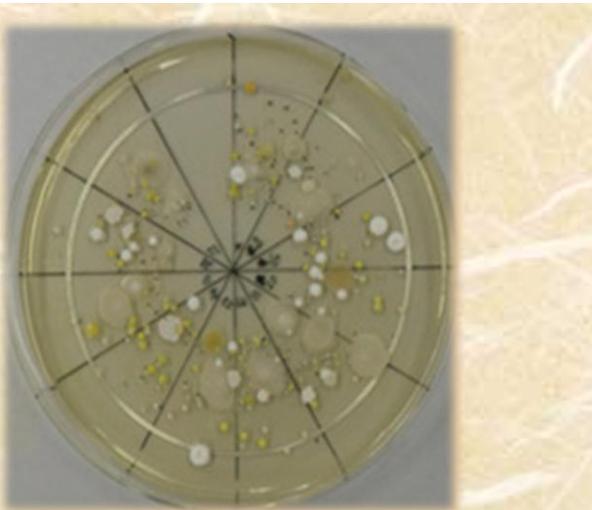
平成23年度研究 老人福祉施設・保健施設の実態調査

- 対象施設： 老人保健施設3、養護老人ホーム1
（東京都内2、京都府内2施設）
- 巡回測定（建築物衛生法空気環境基準に則り、午前・午後）
二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉じん、温度、湿度、気流
- 定点連続測定項目：
浮遊微生物，粒径別粒子個数濃度，（随時）VOC，水質
- 測定場所： デイケア（又はリビング），居室，外気
- 設備・施設の維持管理に関するアンケート調査

高齢者・保健施設における浮遊真菌細菌濃度



A施設、MGサンプル:
基準値*の500cfu/m³
を大きく上回った
 (*病院空調設備の設計・管理
 指針(HEAS-02-1998)一般清
 潔区域)

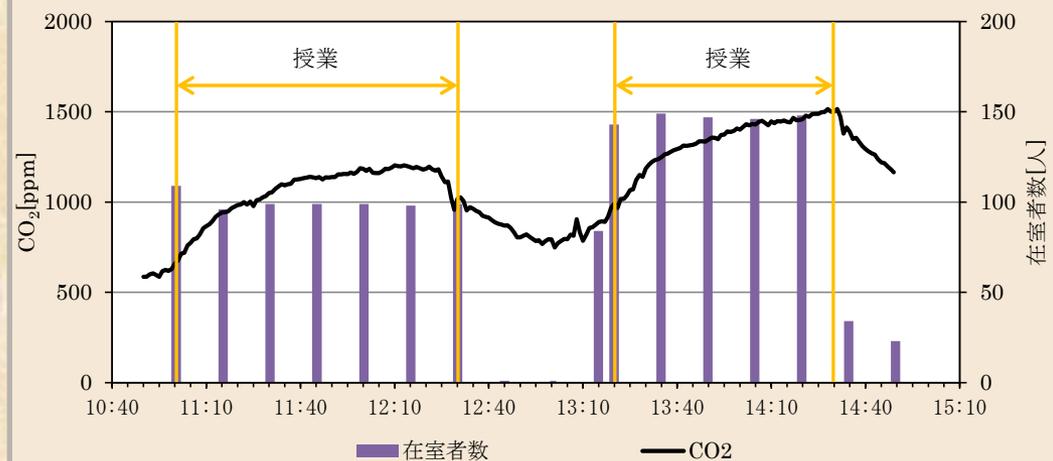
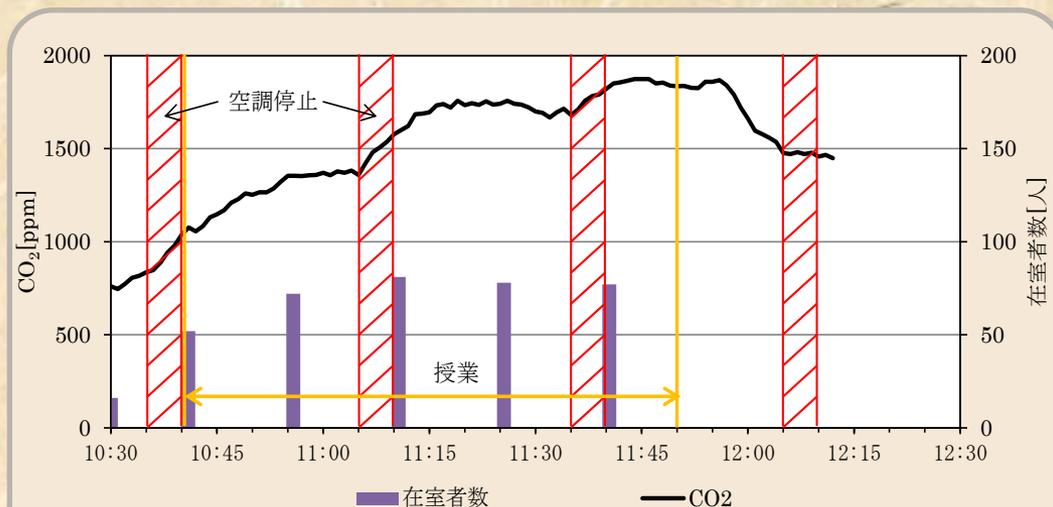


B施設、MGサンプル: CO₂と在室者数に相関が見えるが細菌数と在室者は不明確

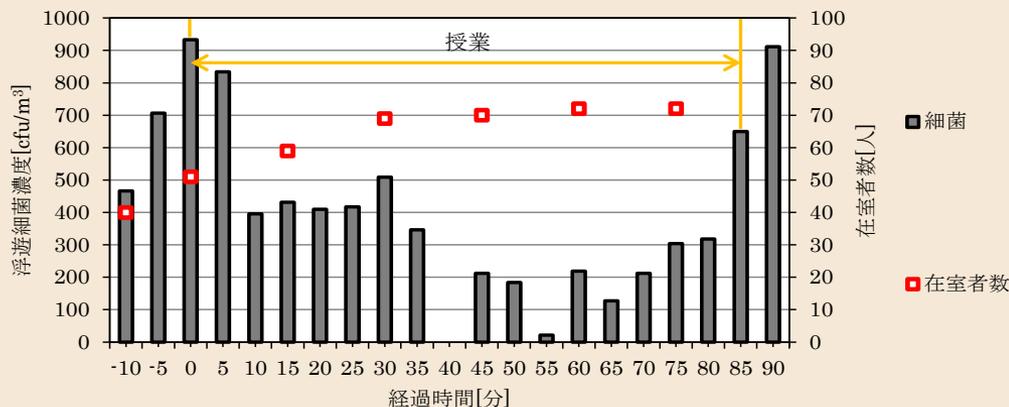
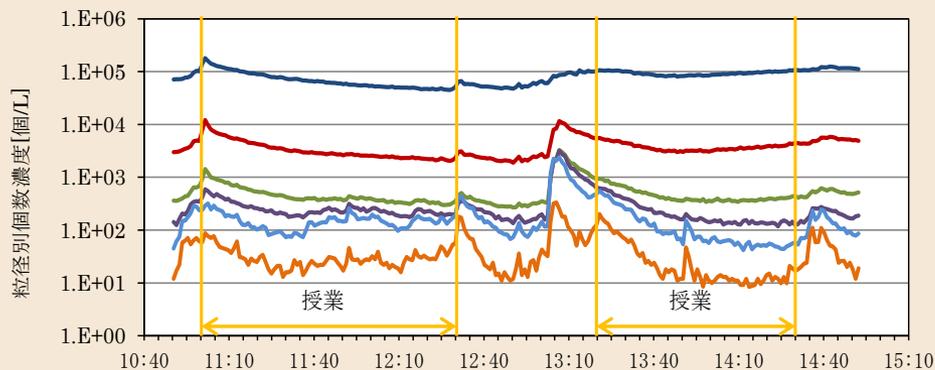
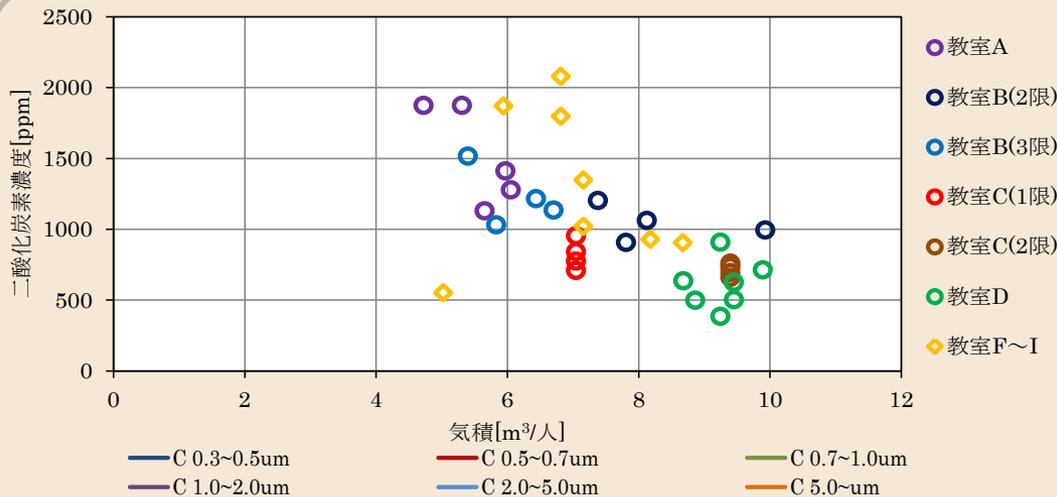
平成24年度研究 学校建築における空気環境実態調査

建築物衛生法の管理基準に沿って二酸化炭素、温湿度、浮遊微生物などの詳細な連続測定を授業時間中、夏期及び冬期に行った。

教室名	所在地	教室面積 [m ²]	教室定員 [人]	空調方式
教室A	東京都	159	182	AHU
教室B	東京都	259	298	PAC
教室C	秋田県	61	60	FCU
教室D	熊本県	135	128	PAC
教室E	辽宁省	79	57	空調無し
教室F	上海市	106	70	VRV
教室G	上海市	106	70	VRV
教室H	上海市	106	70	床置PAC
教室I	上海市	132	130	VRV



空調教室内空気環境の実測例(都内大学、6月)



【上図】各教室の気積と二酸化炭素濃度(最大)は概ね換気効果を反映した妥当な関係を示している。

【中図】空調開始後の時間経過とともに、粉じん数は落ち着くが、入隊室に伴った変動が顕著である。

【下図】浮遊細菌濃度は空調により10分程度で低下しており、フィルター等の効果が表れている。

教室の空気環境は、空調が設置・運転されている場合にも、二酸化炭素濃度・浮遊粉じん濃度・細菌濃度などが超過する 경우가多く、より適切な管理の必要性が確認された。

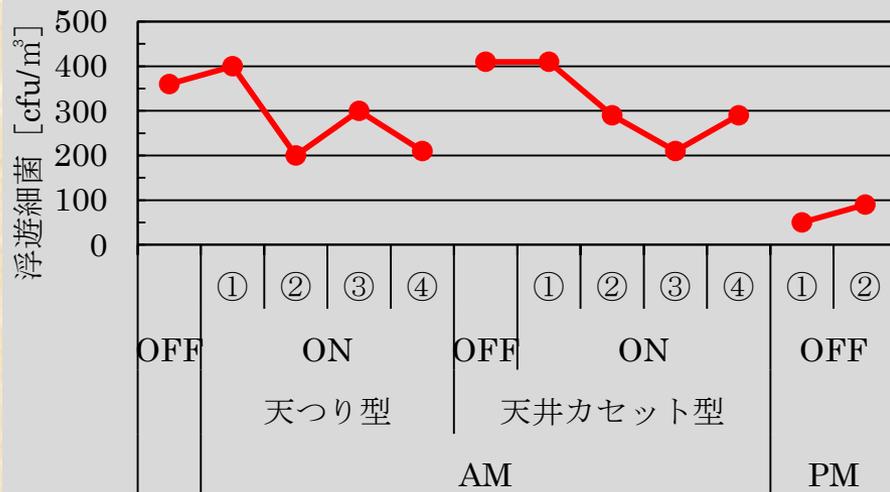
なお、相対湿度の不適率が高い理由として、適切に加湿器が設置されていない場合のデータが報告されているとの指摘がされている。本課題では、保健所の認識と指導の実態を明らかにするため、全国の保健所の建築物衛生担当者に対して加湿器設置・運用に関するアンケート調査を実施中である。

平成23年度研究

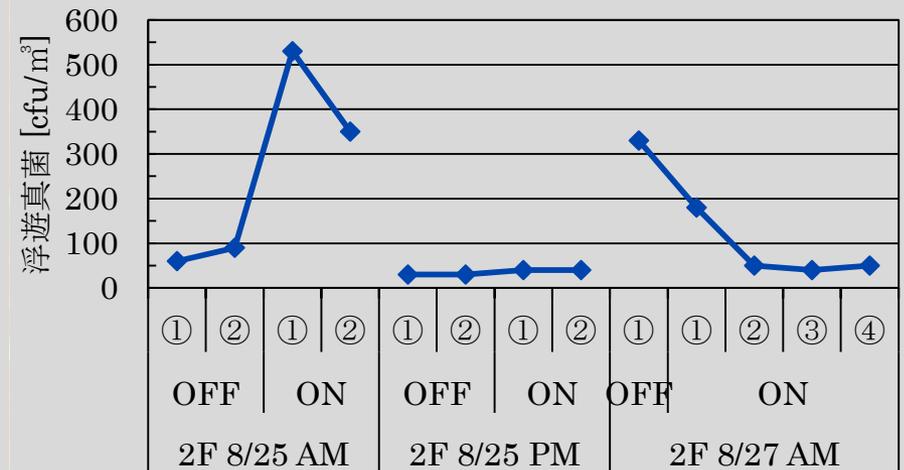
事務所建築の個別空調設備における浮遊真菌細菌調査

測定した3ビルに、室内浮遊細菌濃度が日本建築学会の規準値500cfu/m³を超える物件はなかったが、室内浮遊真菌濃度は全のて物件で日本建築学会の規準値50cfu/m³を超過たし。

また、空調機起動後に浮遊細菌・真菌濃度が上昇るいてし建物が、細菌で5件、真菌で6件あった。フィルタのろ過性能の不足、空調機自体が室内微生物汚染の一因となっている状況がうかがわれる。



ビル 浮遊細菌濃度

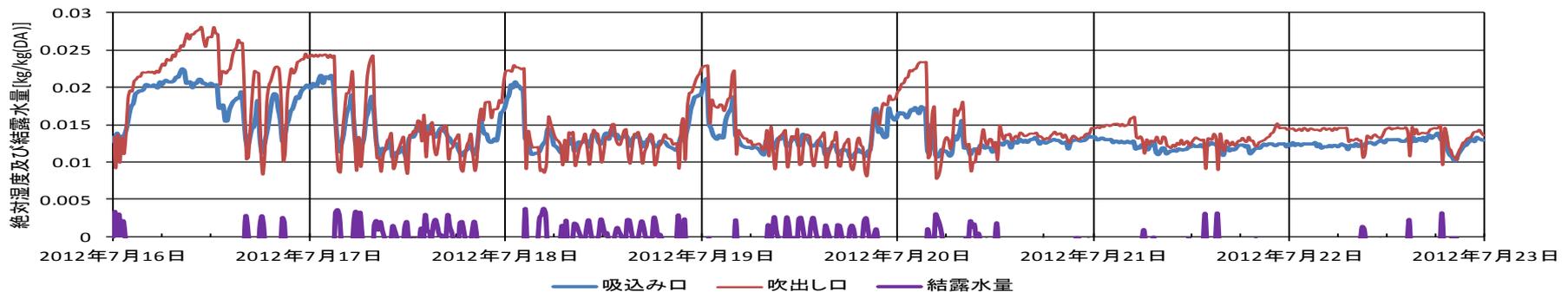


cビル 浮遊真菌濃度

平成24年度研究 事務所建築の個別空調設備における浮遊真菌細菌調査

所在地	階数	測定階	室面積[m ²]	竣工[年]	主用途	天候	空調方式
板橋区		3F		2011	事務所	晴れ	天井カセット型4方向
						晴れ	
札幌	1F~10F	4F		1974	事務所	晴れ	天井カセット型4方向
						晴れ	
大田区	1~5F	2F	70.16		研究室	晴れ	壁掛け型1方向
		3F			事務所	晴れ	天吊り型1方向
沖縄本島	1F	1F	80.2	2002	事務所	晴れ	天井カセット型4方向
中央区	B1~8F	5F	280.0	1976	事務所	曇	天井カセット型4方向
		6F	212.0		事務所	雨	天井カセット型4方向
港区	1F~8F	5F	597.2	2010	事務所	晴れ	ビルトイン2台
						曇	

個別空調設備における基準不適合の機序を探るため、当該設備を有する建築物(6件)の空調機について運転状況、浮遊微生物及び空調機に付着している微生物を調査した。勤務時間帯にける温度・湿度・結露量の変動が大きく、乾燥への配慮がない。



個別空調運転時の典型的な微生物汚染状況

浮遊微生物

・日本建築学会の浮遊細菌濃度の規準値

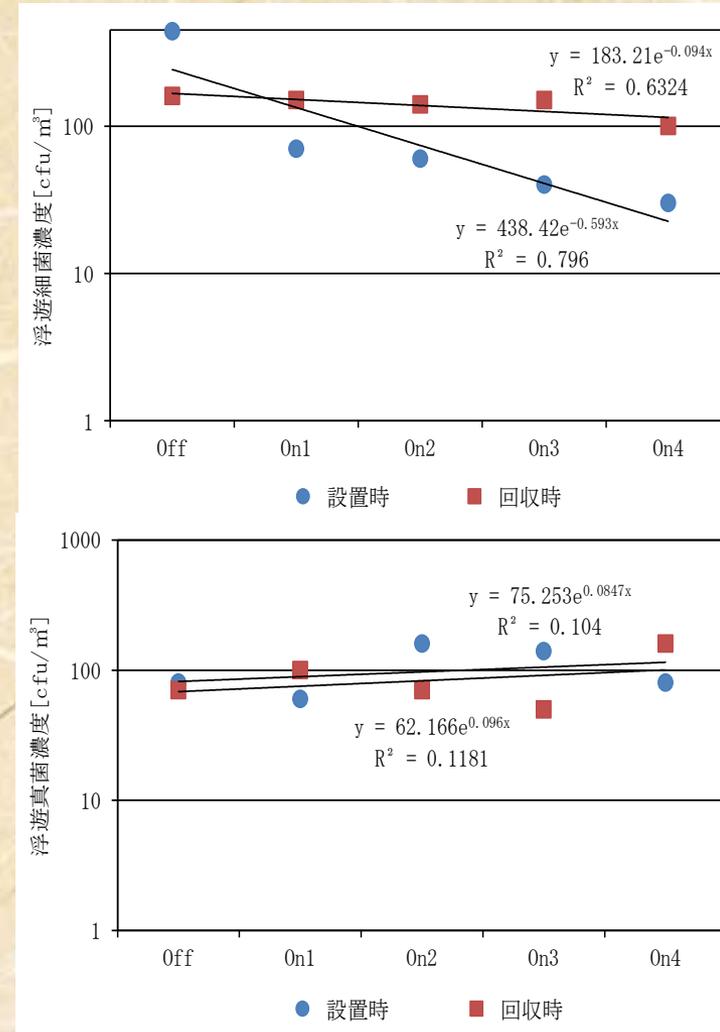
500cfu/m³を超えたのは1件のみであったが、浮遊真菌濃度は規準値50cfu/m³をほとんどの物件で超過した。

・浮遊真菌濃度の減衰曲線指数についてみると、6台のうち4台の空調機で減衰が遅く、空調機内からの飛散があったと推測される。

付着微生物

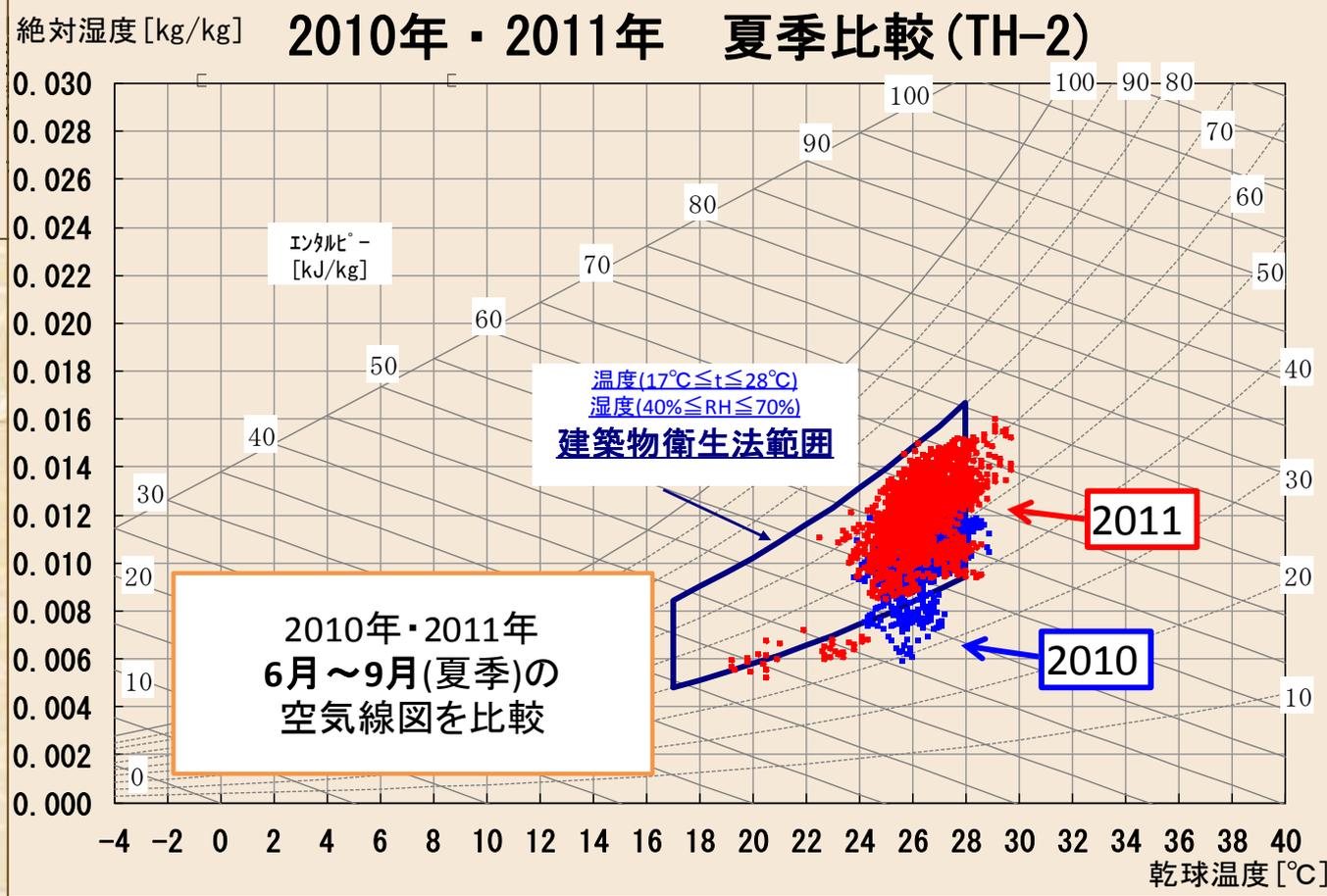
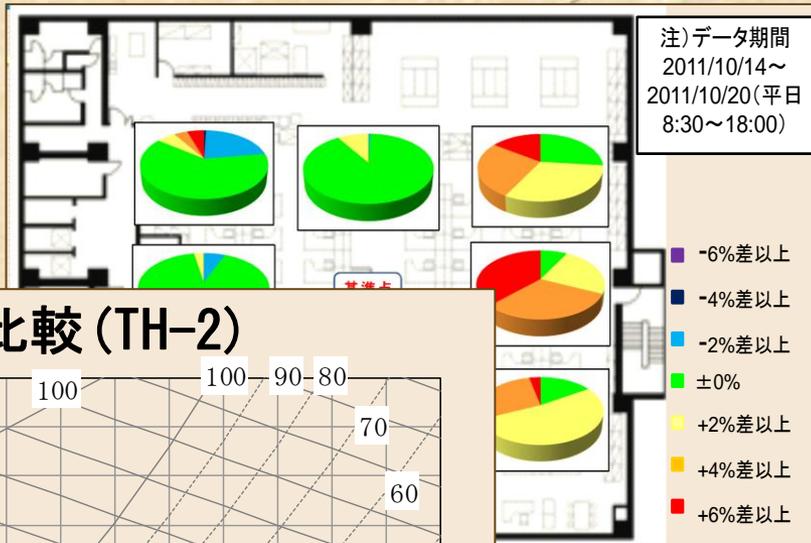
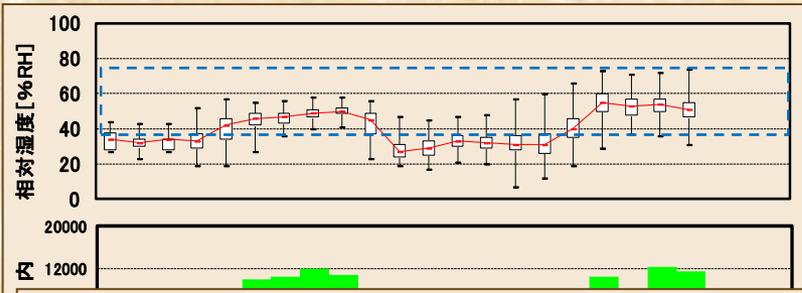
・コイルとドレンパンでは、好湿性真菌が顕著に検出された。一方、ファン・フィルタでは主に耐乾性真菌が検出された。

・微生物量は、ファン・フィルタに比べ、コイル・ドレンパンの方が大きかった。また、コイルで検出された yeast は、設置時に比べ回収時の方が減少している物件が多かった。用途や在室者数などから運転頻度、空調機内の相対湿度、結露水などに違いが生じ、それが微生物汚染に関係していると考えられる。



cビルパッケージの浮遊微生物濃度変化 (上:細菌、下:真菌)

平成23年度研究 空気調和設備の維持管理及び運用実態

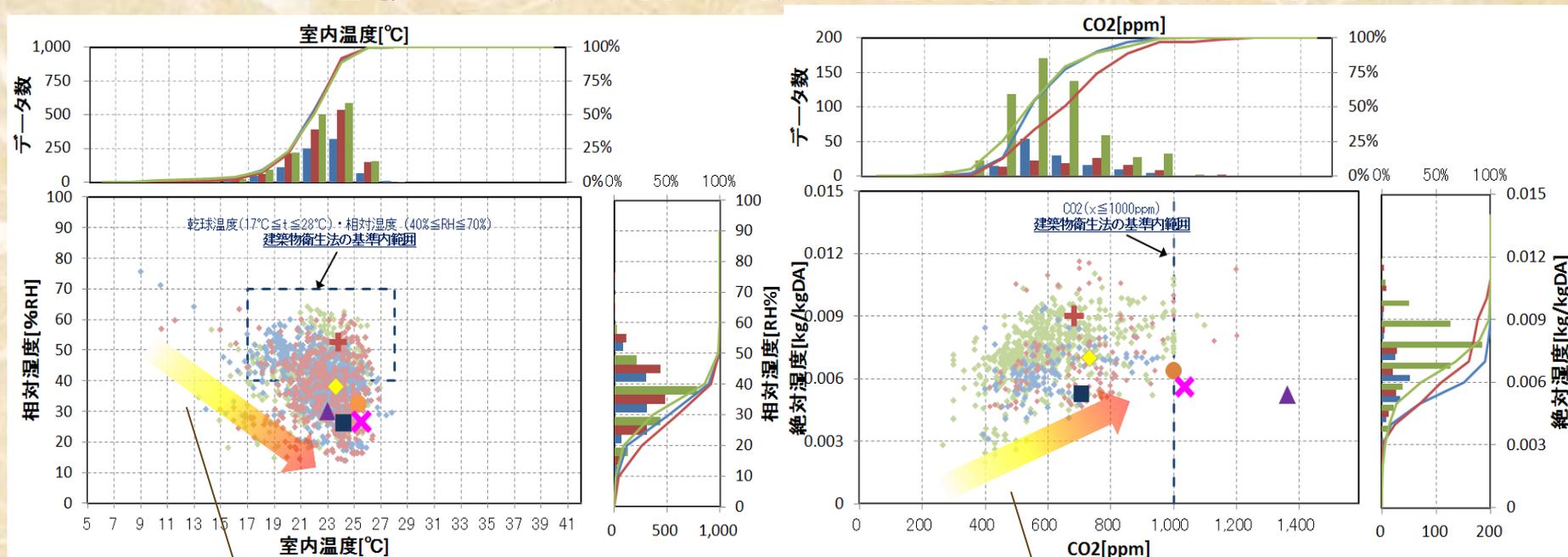


節電影響の一例

同一オフィス実測データだが、震災後2011年の夏期室温は前年比上昇傾向にある。

冷却水温を高くしたために除湿能力は低下し、湿度水準が上昇している。

既往データを統合し、全体的傾向を検討中(冬期・事務所)

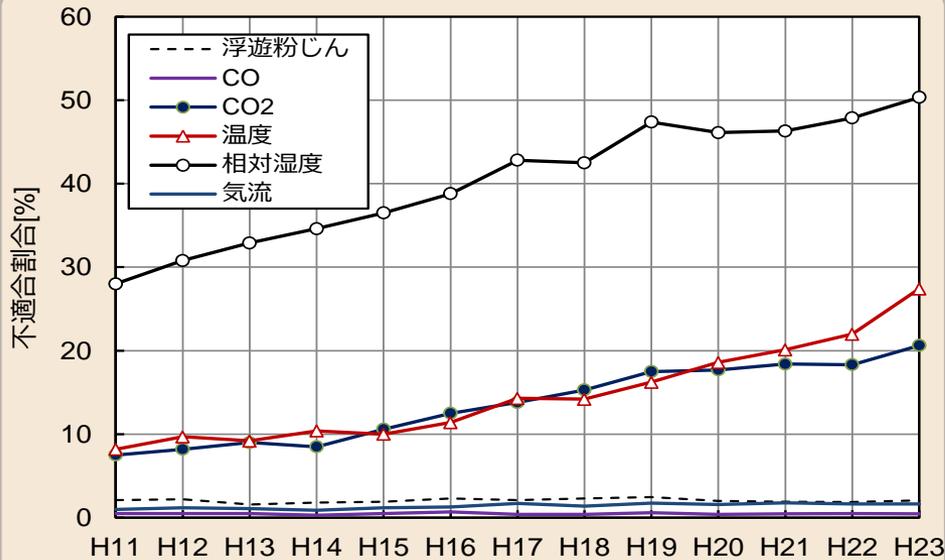


室温が高いほど相対湿度は低い 水分量が多いほどCO2濃度が高い

⇒室内温熱環境・換気(経路)・加湿方法・空調方式など
影響因子を横断的に検討する必要があることを確認

- ・冬期のオフィスビルにおける室内環境実態を把握し、影響を示した
- ・データの充実により、全体傾向をデータとして提示した
- ・次年度以降、空気環境を形成する影響因子に関する検討を予定

平成24年度研究 空気調和設備の維持管理及び運用実態



全国の環境衛生基準不適合率は震災後の平成23年度上昇傾向を強めており、危機管理・地球温暖化対策などに押されて室内環境の保健衛生が損なわれる懸念が生じている。

具体的には、政府の建築物省エネルギー法改正（本年4月施行予定）や、自治体のエネルギー消費量削減を課した条例などが設備管理者・権原者への圧力となっている。

この課題では、建築物室内の空間的分布、時間変動を詳細に把握し、節電などに伴う室温設定の変更や換気量削減の管理行為或いは新しい空調設備が健康衛生性に及ぼす影響について検討している。

対象事務所ビル	空調方式	加湿器	竣工	データ期間	計測機器	延床面積	構造	規模
Tビル	中央方式	○	1960年	2010/1/27～2012/10/19	BEMS 温湿度計・15個 CO2・3台	9,400㎡	SRC造	地上9階 地下2階
Kビル	中央方式	○	1931年 2006年改修	2010/1/1～2012/3/31	温湿度計・5個 CO2・2台	7,900㎡	RC造	地上8階 地下1階 塔屋3階
Sビル	H23年度に拡充した対象物件の「年間データの充実」を図った							
Iビル	個別方式 (狭)	○	1986年	2010/1/1～2012/10/19	温湿度計・15個 CO2・3台	7,900㎡	SRC造	地上7階 地下1階
Nビル	個別方式 (広)	○	1984年	2011/10/14～2012/10/22	温湿度計・9個 CO2・2台	7,400㎡	SRC造	地上8階 地下1階
Aビル	個別方式	×	1991年	2011/10/9～2012/11/30	温湿度計・1個 CO2・1台	1,700㎡	S造 (一部RC造)	地上6階 地下1階
Hビル	個別方式 +換気	×	1993年	2011/8/5～2012/11/30	温湿度計・5個 CO2・2台	3,000㎡	SRC造	地上9階 地下1階

アンケート調査による建築物の環境衛生状況と健康影響の実態把握

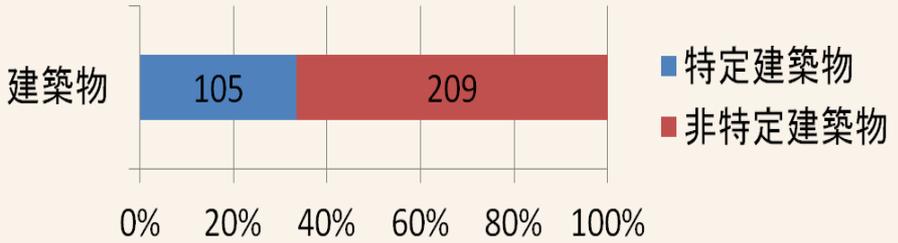
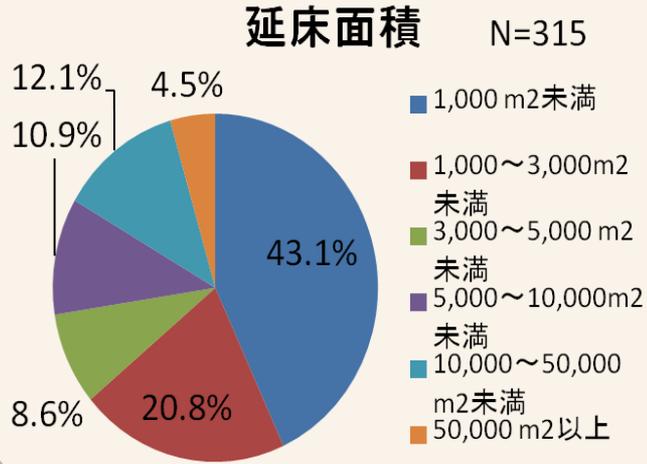
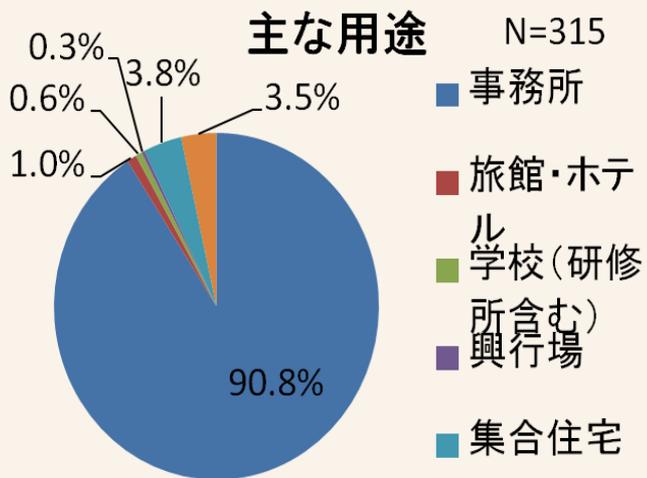
目的： 維持管理状況と職場環境・健康影響実態の把握

- 対象者：全国ビルメンテナンス協会会員企業の事務所(特定/非特定建築物489件)に勤務する管理者(各建物1名)及び従業員(各十数名)
 - 調査時期：2012年1月～3月(冬期)、8月～10月(夏期)
 - 配布/回収方法：都道府県毎の特定建築物数により割付け、郵送・回収
 - 建築物調査項目：建物属性、空調・衛生設備仕様、衛生上の問題点、維持管理状況、節電対策実施状況、実測調査への協力可否、直近の実測データ1回分など
 - 従業員調査項目：個人属性、職場環境、健康状態(23症状、15既往疾患歴)、職場の空気環境の状態、職業性ストレスの状態
- ※ 米国環境保護庁、米国国立労働安全衛生研究所、欧州共同研究(ECA)の質問票をもとに、近年懸念される諸問題(低湿度でのVDU作業、超微小粒子、微生物汚染)、職業性ストレス(厚労省調査票)の項目を追加して作成した
- ※ 夏期調査も建物489件から307件、3024票を回収し解析中

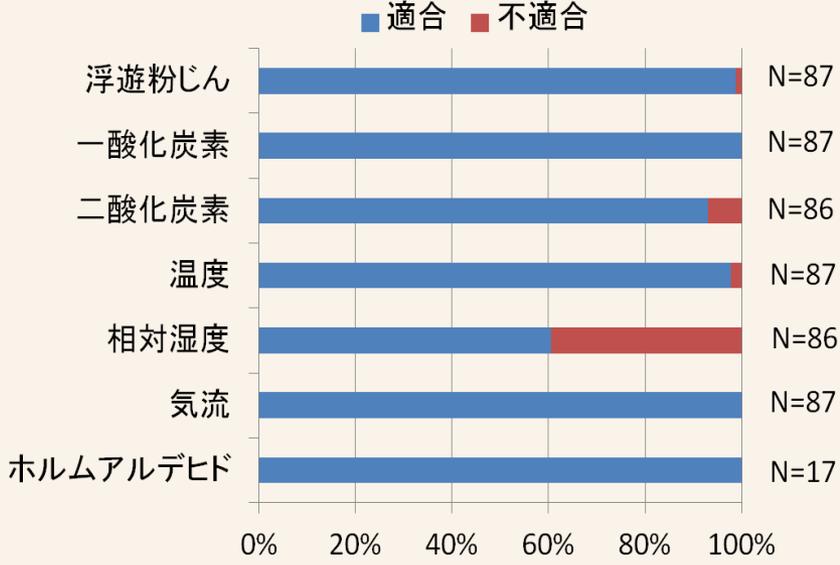
■ 調査結果(2011年度冬期)

●回収数・率:建物管理者 315件(64.4%)、従業員 3,335名(建物数320件)

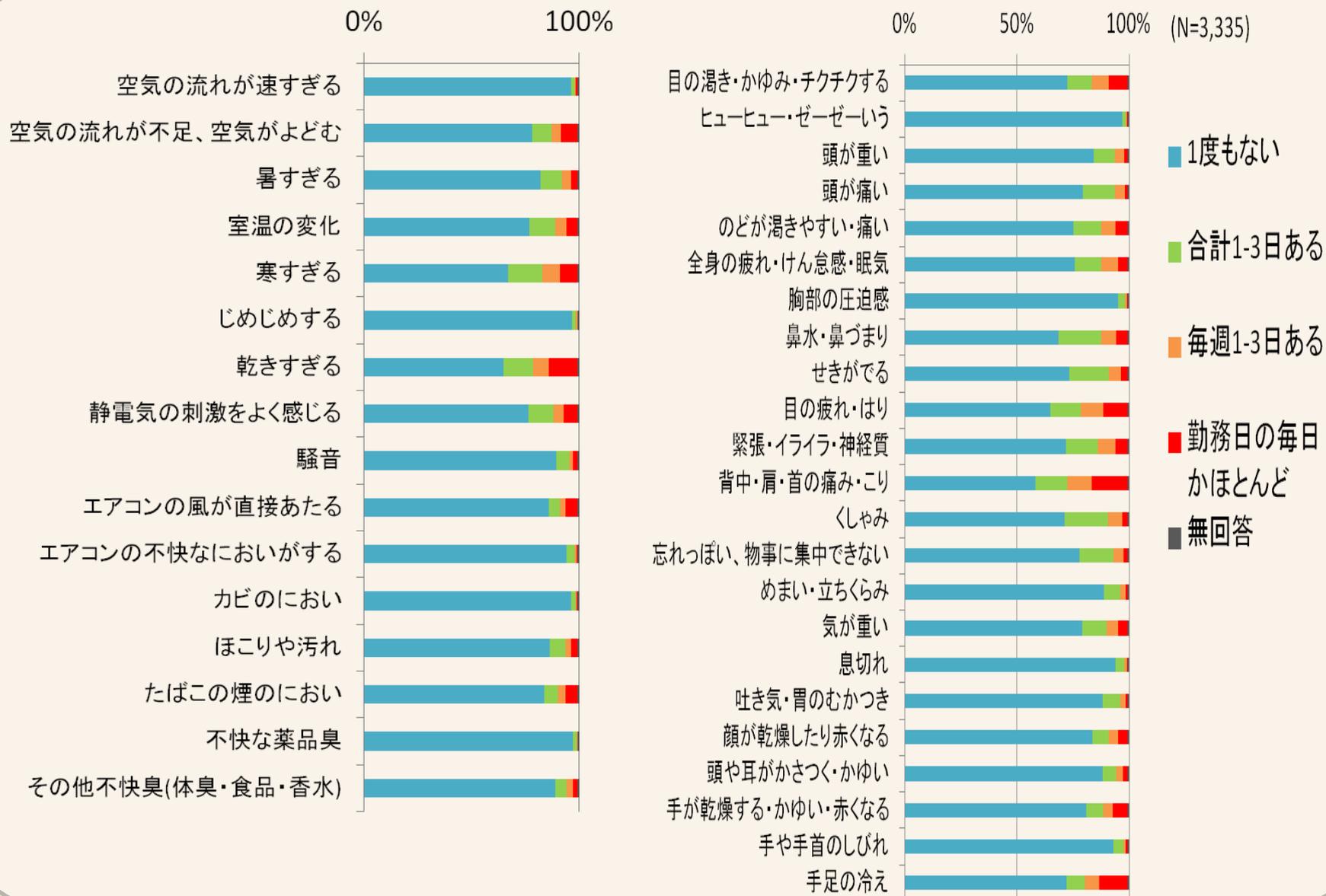
●建物の基本属性:



環境衛生管理基準の適合率

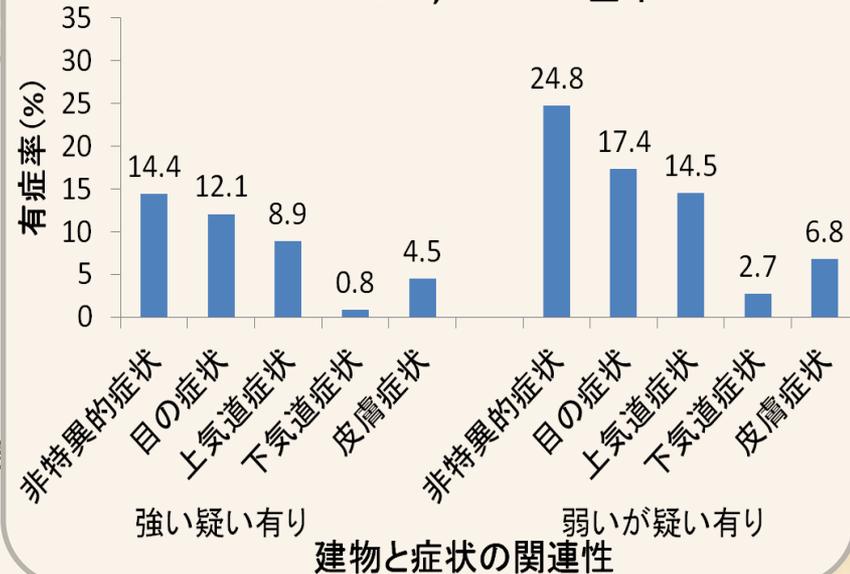


過去4週間の職場環境評価とSBS関連症状の頻度



主症状の有症率

NIOSH, USEPAの基準

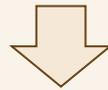


要因解析結果のまとめ

温湿度環境、薬品・不快臭、ほこりや汚れ、騒音などの環境要因とSBS関連症状との関係が示唆された

SBS関連症状(強い疑い)の要因解析

単変量解析(NIOSH基準の各症状/個人属性、作業環境、空気環境、ストレス、建物環境、苦情、維持管理)



各要因間の共線性、 $p < 0.2$ の要因(苦情等除く)でモデル構築

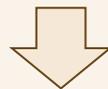
モデル1-1: 個人属性、建物環境

モデル1-2: 個人属性、建物環境、維持管理

モデル1-3: 個人属性、建物環境、空気測定値

モデル2: 個人属性、作業環境、空気環境

モデル3: 個人属性、作業環境、空気環境、ストレス



多変量解析(NIOSH基準の各症状/個人属性、作業環境、空気環境、ストレス、建物環境、維持管理)

なお、本調査においてSBS関連症状有訴者比率が高い建物及びそれが無い建築物を追跡し、空気環境及び維持管理実態の実測調査(10件)を実施中。

まとめと今後の予定

- 執務者アンケートから健康影響実態の把握、維持管理が職場環境・健康影響に及ぼす影響を把握するとともに、実測調査結果などから監視を要する建物用途、空気環境項目など環境評価の方法論改善などの具体的な対策を提案する。
- 今日の技術・社会動向に対処し、保健衛生と健康性の確保・増進に資する建築物衛生体制の構築方策について、建築物環境衛生管理に関する行政的運用の明確化とその施策立案に寄与する資料を作成する。

環境衛生監視の実態

(生活衛生のための環境監視)

生活衛生対策の現状と課題

(地域保健対策検討会報告より大澤が抄録)

- 生活衛生対策は生衛法のもと、公衆衛生の見地から規制面と振興対策を併せて実施し、規制と振興の適切なバランスで、最終的には国民生活の安定を図る。
- 地方での規制面は都道府県・保健所設置市が保健所を中心に行政を実施し、振興面は都道府県生活衛生営業指導センターが経営指導、生活衛生同業組合が振興事業に取り組む。
- 環境衛生監視員は、平成2年度の6,242人(専従678人)から21年度には5,984人(専従385人)となって人数及び専従率の低下が進行中。
- 国も都道府県の規制部門との問題意識の共有が希薄で、地域保健対策との連携強化、課題再構築が課題。

(「生活衛生関係営業の課題」は省略)

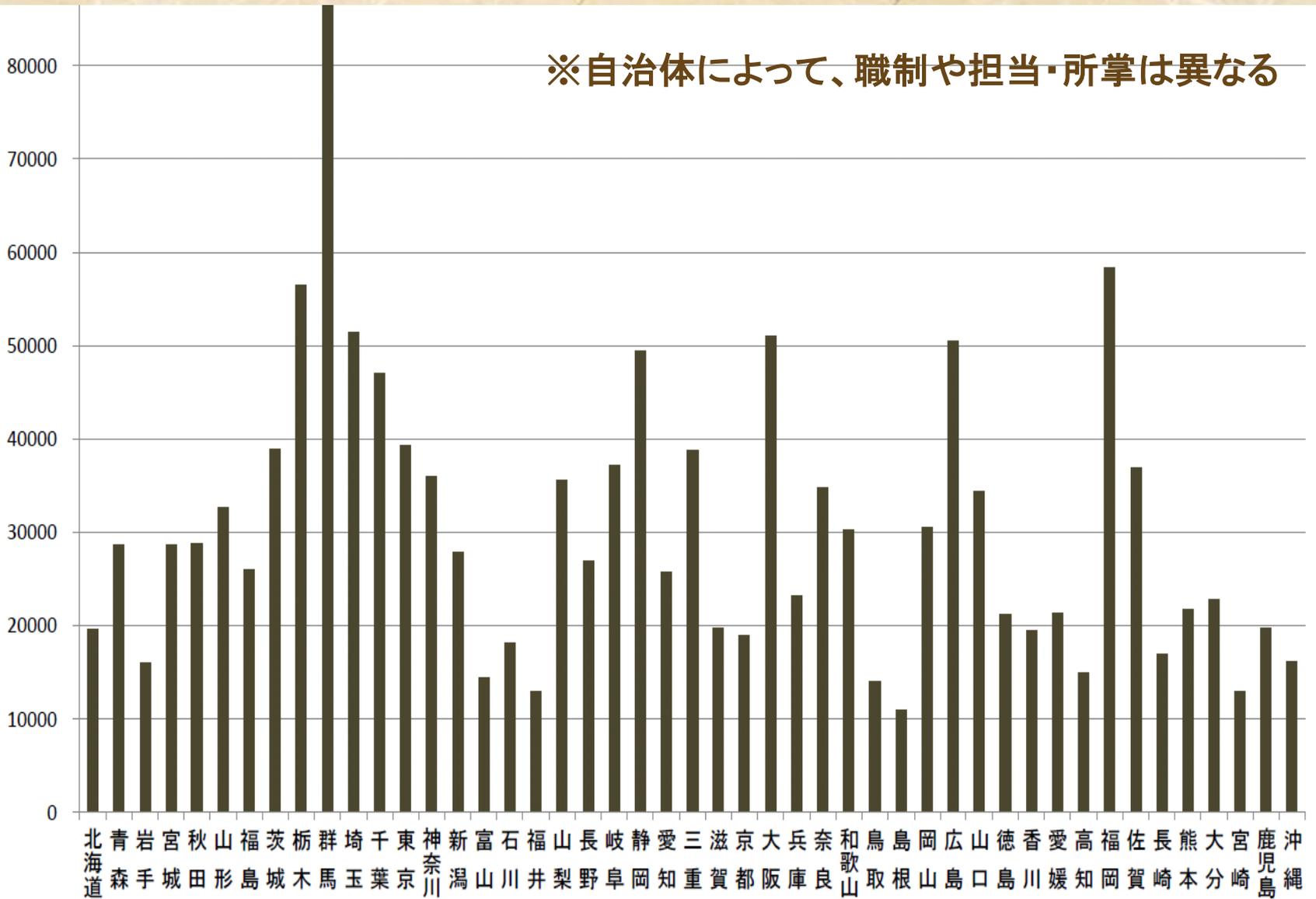
生活衛生関係営業の運営の適正化及び 振興に関する法律概要

目的

生活衛生同業組合等の営業者の自主的活動を促進するとともに、料金等の規制、営業の振興の計画的推進、経営の健全化の指導、苦情の処理体制整備、表示の適正化等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的とする。

※自治体によって、職制や担当・所掌は異なる

保健所の環境衛生監視員 1人あたりの人口(人)



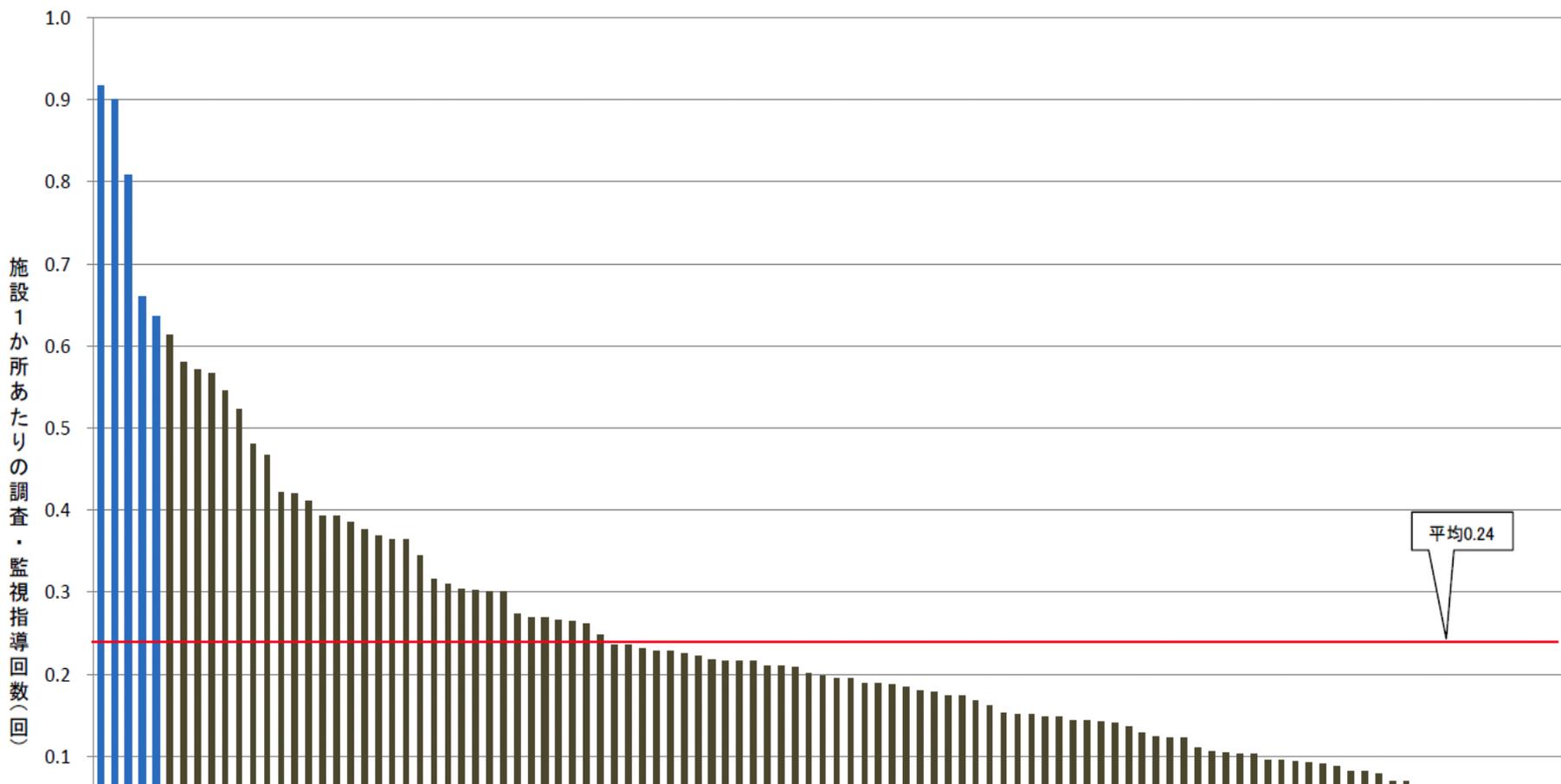
※厚生労働省:「人口動態調査」、「地域保健・健康増進事業報告」

環境衛生監視員一人当たりの人口(都道府県別)

平成21年度 生活衛生関係営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。

※生活衛生関係営業施設への調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



(生活衛生分野における)取組みの方向性

- 生衛事業者は、営業者の自主的な衛生努力の支援と消費者への情報関与を促進するため、自主管理点検表の普及、店舗への掲示や組合・指導センターからの指導などによる公表の促進を図る。また、衛生責任者を明確化するために、主任となるクリーニング師、管理理容師及び管理美容師を明示していく。
- 衛生水準の確保・向上を目的として生活衛生同業組合等の機能の一層の強化・活用が求められており、新規営業者の組合加入促進策として、保健所等から営業者への伝達機能の強化、全国指導センターと大規模チェーン店等との連携により公衆衛生情報の提供機能を一層強化する。
- 行政機関においては、監視・指導の現状を詳しく分析・評価し、その結果に基づいた効果的な監視方法・体制整備の強化等に努める必要がある。

今後の地域保健を見据えた地域保健基盤のあり方

1) 今後の地域保健人材に求められる人材像

社会人としての基本的資質、行政官としての資質のほか、専門職種毎に求められる資質がある。

- 地域性・時代性を重視した高度な非定型業務を遂行することのできる人材
- 一貫性や将来展望のある長期的な視野に立った政策の立案・実施・評価
- 健康・保健に関する情報(科学的根拠、制度、分野横断的ニーズ等)の収集・分析と住民への提供(特に、健康危機に際してのリスク・コミュニケーションが重要)
- ソーシャル・キャピタルの開発・育成を含めた諸機関・組織の発展的調整、活用・育成

生活衛生分野の取組の方向性と方策

～快適で安心できる生活環境の確保～

保健所等の行政機関

事業者団体・市民団体等の
ソーシャルキャピタル

各事業者

住民

【方向性】
○規制・監視体制の強化

【方策】
○指導・監視の地域間格差を分析・評価 → 結果を自治体に周知
○監視指導状況が特に高い自治体と低い自治体の取り組みの分析
○環境衛生監視員講習制度創設(H.24年度予算で対応保健医療科学院と連携) → 内容を協議

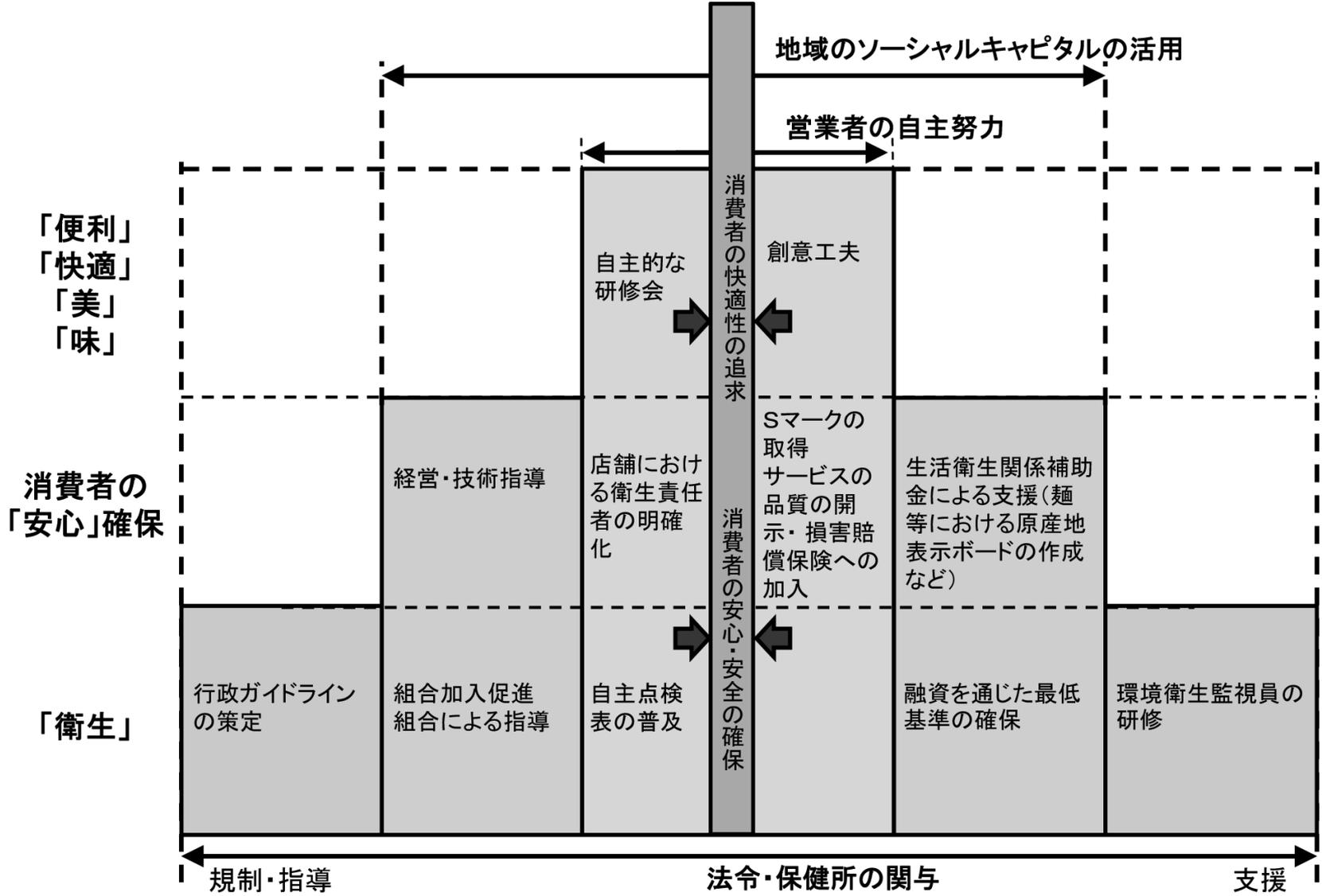
【方向性】
○ソーシャルキャピタルである生活衛生同業組合等の機能強化と活用

【方策】
○自治体による新規業者等の組合への加入促進(H23.7 通知発出済)
○保健所等から業者への伝達機能促進
○全国指導センターの大規模チェーン店等との連携を図り、公衆衛生情報提供機能強化

【方向性】
○業者の自主的な衛生努力の支援と消費者への情報関与の促進

【方策】
○自主管理点検表の普及・公表(店舗への掲示、組合・指導センターからの指導促進)

住民の安全・安心の確保



住民の安全・安心をとりまく生活衛生の三層構造
(生活衛生関係営業の振興に関する検討会資料)

現状認識と課題

- (1). 少子高齢化の進展に伴い、高齢and/or単身世帯が急増し、ソーシャルキャピタルを支えるコミュニティも弱体化。
- (2). 温暖化対策・ストック維持のため都市のコンパクト化が推進され、生活衛生環境維持の必要性が高まる。
- (3). 地方分権が進行する一方、財政逼迫・保健組織変容が進む。



超高齢・高密居住社会の安心確保に
生活衛生の必要性はますます増大

一旦その安全・安心が損なわれれば、健康だけでなく経済・産業・文化活動にも影響を及ぼすことから社会基盤として重要

(失われて分かる)縁の下の力持ち

現状認識と課題

しかし、近年は資源・経済・文化や技術環境の変化からその水準維持は容易ではない。

お上からの命令や監視は時代遅れ、個人の善意による方法による安定的維持にも限界

なかでも、環境衛生の水準担保にかかわる保健所と環境衛生監視の体制は、地域差が拡大するなど、その維持が難しくなっており、社会的要請に対応したさらなる効率化と改善・底上げが不可欠。

地域的に活用できる資源や対応すべき課題が異なることに鑑み、体制の整備に向けて、先ずは現状の監視組織・体制と保有する機材・人材・技術資料等を洗い出すことが必要。

それら資料に基づき、新しいビジネスモデル提案と技術・体制整備の提案が求められている。

平成24年度 短期研修 環境衛生監視指導研修 時間割

研修期間：平成25年1月28日～2月1日

国立保健医療科学院

	1限目	2限目	3限目
1/28 (月)	開講式・オリエンテーション	地方行政庁における 監督・指導の取組み －東京都の監視指導体制 と行政実務－	各種衛生管理要領に 係る解説 －環境衛生監視指導 のポイント－
	わが国の監視・指導体制と 行政実務－最新の通知等		
1/29 (火)	地方行政庁における 監視・指導の取組み事例 －宮崎県レジオネラ、愛知県施 設、青森県理美容監視－	レジオネラ菌の 検査と対策 －温泉入浴施設・迅速検 査・取組状況－	レジオネラ菌の 検査と対策 －検査と衛生管理・指 導の実務－
1/30 (水)	殺菌・消毒と検査技術 －指導方法と事例、 管理規則と新技術－	害虫・ネズミ対策 －IPMの理論と実際－	害虫対策 －トコジラミ等の 対策実務－
1/31 (木)	クリーニング工場の見学と監視演習、入浴施設、宿泊施設の見学		
2/1 (金)	喫煙・受動喫煙防止対策 －ホテル・飲食店等－	修了時試験・閉講式	